

りそな・アクティブジャパン

追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）

目論見書 2004 年 8 月

設定・運用は

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



ASSET MANAGEMENT

- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等(外貨建証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成16年7月16日に関東財務局長に提出しており、平成16年8月1日にその届出の効力が生じております。

- 有価証券届出書提出日……………平成16年7月16日
- 募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称……………りそな・アクティブジャパン
- 募集内国投資信託受益証券の金額……………継続募集額 2,000 億円を上限とします。
- 発行者名……………ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
- 代表者の役職氏名……………代表取締役社長 右近徳雄
- 本店の所在の場所……………東京都中央区日本橋兜町5番1号
- 縦覧に供する場所……………該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 ファンドの経理状況	28
第3 その他	47
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	47
約款	(巻末)

第一部証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・アクティブジャパン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益証券で、原則として無記名式です（以下「受益証券」といいます。）。ただし、ご希望により記名式に変更、または、記名式から無記名式への変更を行なうことができます。また、当ファンドは格付けを取得しておりません。

(3) 発行数

継続募集期間（平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 9 月 29 日まで）において、発行価額の総額（受益証券 1 口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた金額の累計額）が、2,000 億円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

この継続募集期間中については、2,000 億円を上限とします。

なお、上記金額には下記の申込手数料は含まれておりません。

(5) 発行価格

取得申込受付日の基準価額*とします。（当初元本：1 口＝1 円）

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）あるいは販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「ジャパン」と表示されます。）に掲載されます。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した 1 口当りの純資産価額をいいます（ただし、便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(6) 申込手数料

お申込手数料（1 万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額とします。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は 3.15%（税抜き 3.0%）となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(7) 申込単位

自動けいぞく投資コース

1 万円以上 1 円単位です。

* 取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位です。

* 取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

* 自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

* 「定期引出コース」を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出コース」を選択することができます。

一般コース

1 万口以上 1 万口単位です。

販売会社毎の取扱いコース等については、各販売会社にご確認ください。

また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(8) 申込期間

平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 9 月 29 日までとします*。

* 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）

* 販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

(10) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

(11) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(9) 申込取扱場所」と同一です。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法等

- 1) 受益証券の取得申込に際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出取引」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「定時定額購入取引（積立て）」につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 4) 原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

委託会社のお問合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時
（わが国の証券取引所の半休日は午前 9 時から正午）

URL <http://www.sgam.co.jp/>

第二部ファンド情報

第1ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）*に属します。

*「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」とされるファンドをいいます。

ファンドの特色

1) トップワン企業・オンリーワン企業等の株式に投資します。

→ 銘柄選定効果により東証株価指数を上回る運用成果を目指します。

- 私たちに「快適・健康・安全」な生活を提供するトップワン企業、そして斬新なアイデアを活かして生活に密着したニュービジネスを創造するオンリーワン企業等、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に投資を行ないます。

トップワン企業とは	オンリーワン企業とは
高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供できる企業をいいます。	斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

- トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、デジタル家電、環境・福祉の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。

2) 徹底したボトムアップ・アプローチによって生の情報を収集・分析し、成長企業の発掘に努めます。

ボトムアップ・アプローチとは
企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問等をベースに企業分析を行ないますが、特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。 どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか

信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第2条）

- 1) 委託会社は、金 6,528,750,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託会社はこれを引受けます。
- 2) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。
- 3) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、前記2)の限度額を変更することができます。

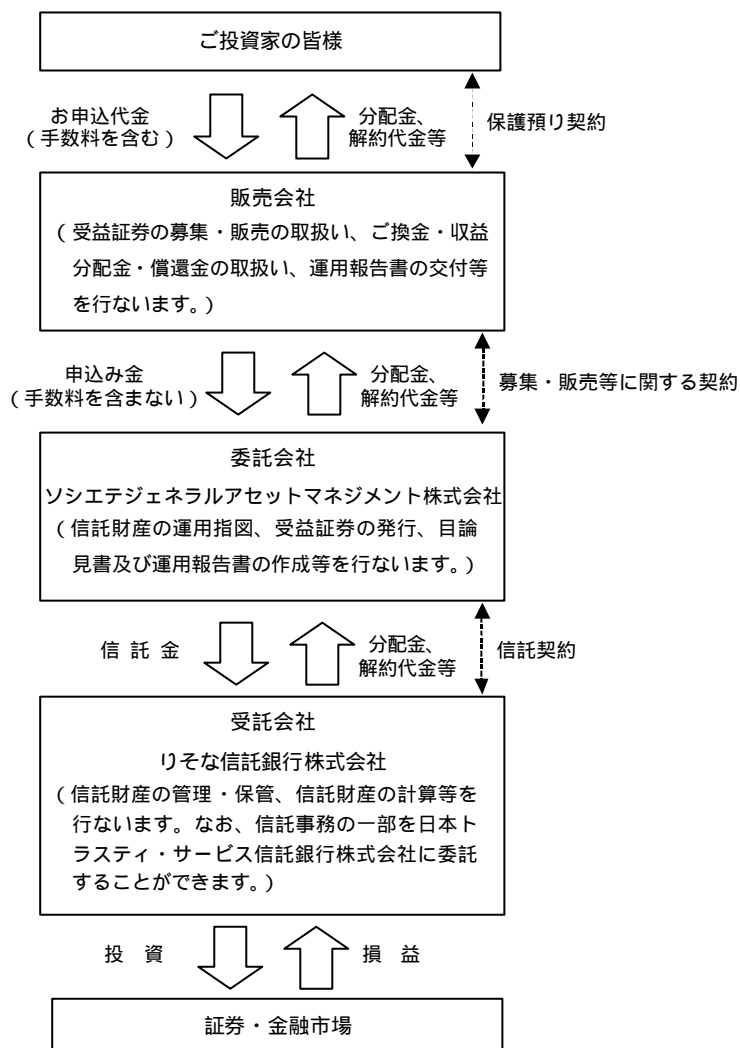
(2) ファンドの沿革

平成 11 年 6 月 30 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成 14 年 10 月 15 日 ファンドの名称を「あさひ東京・アクティブジャパン」から「りそな・アクティブジャパン」に変更

(3) ファンドの仕組み

委託会社及びファンドの関係法人



委託会社の概況

- | | |
|-------------------|--|
| 1) 名称 | ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 |
| 2) 住所 | 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号 |
| 3) 資本金 | 平成 16 年 8 月 1 日現在：12 億円 |
| 4) 会社の沿革 | |
| 昭和 46 年 11 月 22 日 | 山一投資カウセリング株式会社設立 |
| 昭和 55 年 1 月 4 日 | 山一投資顧問株式会社へ社名変更 |
| 平成 10 年 1 月 28 日 | ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる |
| 平成 10 年 4 月 1 日 | エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成 10 年 11 月 30 日 | 証券投資信託委託会社の免許取得 |
| 平成 16 年 8 月 1 日 | りそなアセットマネジメント株式会社と合併及びソシエテ
ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 |

5)大株主の状況

平成 16 年 8 月 1 日現在

名称	住所	所有株式数	持株比率
ソシエテジェネラル投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100.0%

2 投資方針

(1)投資方針

運用方針

わが国の株式に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行ないます。

投資態度

- 1) ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2) 銘柄選定は主として以下の観点で行ない、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的に投資魅力の高い銘柄に投資します。
 - ・ 21 世紀の産業界をリードするトップワン企業の株式を選定し投資します。トップワン企業とは、高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供でき、私たちに「快適・健康・安全」な生活を与えうる企業をいいます。
 - ・ 新しいビジネスを創造するオンリーワン企業の株式を選定し投資します。オンリーワン企業とは、斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。
 - ・ トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、環境・福祉、デジタル家電の「生活大国日本」を担う 5 つのテーマを中心に注目します。
 - ・ 企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づき、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選して投資を行ないます。
 - ・ 基本的には以上の銘柄選定効果により、東証株価指数を上回る運用成果をめざします。
- 3) ボトムアップ・アプローチとは企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問、商品・サービスについての取材活動、マーケット動向の調査などをベースに企業分析を行ないますが、特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。
 1. どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか
 2. そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか
 3. 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか
- 4) 株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は 90%～120%を維持しますが、市況動向等によっては実質株式組入比率を - 20%までを下限として、段階的に引き下げることもあります。
- 5) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。。
- 6) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行なわれないことがあります。
- 7) ディスクロージャーの充実

受益者の皆様がファンドの運用状況（株式組入比率や組入れ銘柄等の各種情報など）をご理解頂くため、ファンドマネージャーがレポートを作成します。

(2)投資対象

主な投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

運用の指図範囲（約款第 18 条第 1 項）

委託会社は、信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記 1. から 11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前記 19. の権利の性質を有するもの

なお、前記 1. の証券または証書、12. および 17. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものならびに 14. の証券のうちクロ・ズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 12. および 17. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質

を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第18条第2項）

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第18条第3項）

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます（約款「運用の基本方針」）。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行なうことができます（約款「運用の基本方針」）。

(3) 運用体制

投資戦略の決定

投資情報会議において、マクロ環境見通し・資産別市場見通しを決定し、それを基に、運用戦略会議および資産配分決定会議において、ファンドの投資戦略および資産配分戦略を決定します。

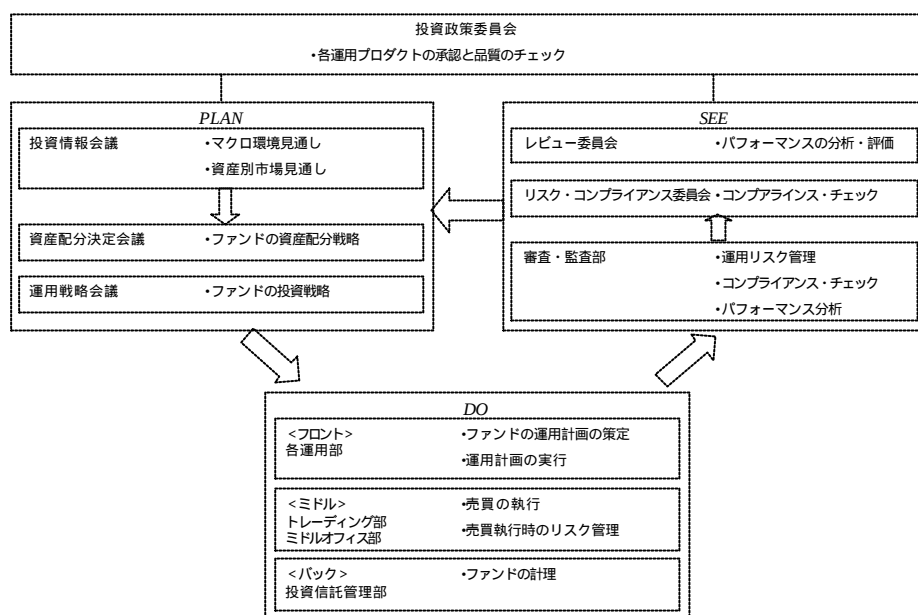
投資戦略に基づく運用の実行

各運用部は、運用戦略会議の決定に基づき、ファンドの運用計画を策定、実行します。

運用結果の評価

レビュー委員会において、ファンドの運用状況の分析・評価を行ない、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス・チェックを行ないます。

また投資政策委員会が運用プロダクトの承認と品質のチェックを行なう形で、運用全体の最終責任を負っています。



* 委託会社の運用体制は平成 16 年 8 月 1 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

収益の分配（約款「運用の基本方針」、約款第 47 条）

毎決算時（毎年 6 月 29 日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益 * および売買益等 の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行ないます。

* 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。）監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

* 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5)投資制限

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券等への投資制限（約款第 18 条第 4 項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

投資信託証券への投資制限（約款第 18 条第 5 項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

投資する株式等の範囲（約款第 20 条）

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記 1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款第 21 条）

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行ないません。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

信用取引の指図範囲（約款第 22 条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2) 前記 1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、ます。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第 23 条）

- 1) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を行なうことを指図できます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。

スワップ取引の運用指図（約款第 24 条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第 25 条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、信託財産における金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジの対象とする資産の時価総額が減少して金利先渡取引の想定元本の合計額がその時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図します。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、信託財産における為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その

超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図します。

- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 26 条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

外貨建資産への投資制限（約款第 27 条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図を行ないません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 28 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第 29 条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 予約取引の指図は、信託財産における為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行なう予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を指図します。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 30 条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行ないません。

公社債の空売りの指図範囲（約款第 31 条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において、信託財産に属さない公社債の売付を指図できます。なお、売付の決済については、公社債（信託財産により

借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行なうことを指図できます。

- 2) 売付の指図を行なう公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ (約款第 32 条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図できます。なお、公社債の借入れを行なうにあたり必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ないます。
- 2) 借入れの指図を行なう公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れた公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

資金の借入れ (約款第 40 条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2) 前記1)の資金借入れ額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

デリバティブ評価損の制限(「投資信託および投資法人に関する法律施行規則」第 27 条第 1 項第 5 号)

委託会社は、信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が次の1)および2)に掲げる額(これらの取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により、評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに3)および4)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当ファンドの信託財産において有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図いたしません。

- 1) 当ファンドの信託財産に発生した先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定で発生したものを除きます。)
- 2) 当ファンドの信託財産における有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち、売付約定における原証券等の時価とその行使価格との差額であってそのオプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額からそのオプションの帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- 3) 当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証券の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

4)当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証券の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図いたしません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券に投資します。こうした組入対象有価証券等には主として以下のような性質があり、ファンドの基準価額を変動させる要因となっています。したがって、当ファンドは元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。委託会社の指図に基づきファンドに生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

主なリスク

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行ないその先物指数等が下落した場合や、売建てを行ないその先物指数等が上昇した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。

3) 信用リスク

公社債およびコマーシャルペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し（ゼロになる場合もあります。）当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

4) 流動性リスク

短期間で大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

5) 為替変動リスク

当ファンドが外貨建資産を保有する場合、投資先通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生じることがあります。

その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

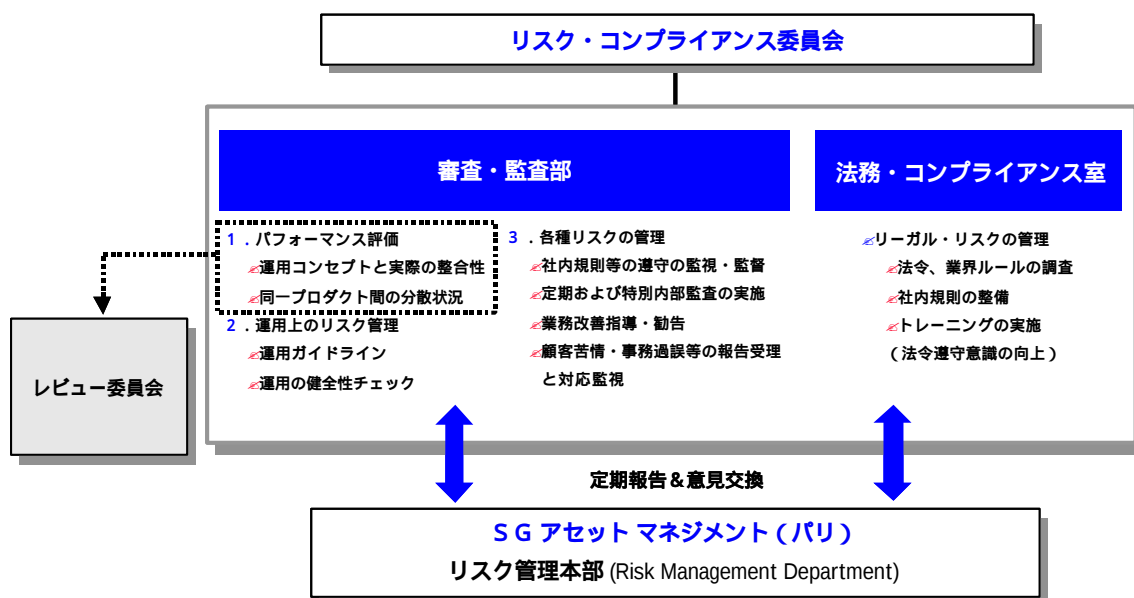
2) 解約、買取りの中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約、および買取請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 委託会社のリスク管理体制は、平成16年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料（1 万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額です。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は 3.15%（税抜き 3.0%）となっております。

- ・申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。
- ・「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「フリーダイヤル 0120 - 498-104」）でもご照会いただけます。

(2) 換金手数料

換金手数料はございません。

(3) 信託報酬等

信託報酬等の額（約款第 46 条）

- 1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 157.5（税抜き 150）の率を乗じて得た額とします。

（内訳は各販売会社の純資産総額により以下の通りとなります。）

100 億円以下の部分：

年 10,000 分の委託会社 73.5（税抜き 70）販売会社 73.5（税抜き 70）

受託会社 10.5（税抜き 10）

100 億円超の部分：

年 10,000 分の委託会社 42.0（税抜き 40）販売会社 105.0（税抜き 100）

受託会社 10.5（税抜き 10）

- 2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

- 3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用（約款第 45 条）

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00735%（税抜き 0.007%）の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、および外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5)課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

- 1)個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 2)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*。買取差益は、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年1月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

- 3)一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより3年の繰越控除が認められます。
- 4)平成16年10月1日以降、特定口座の対象に公募株式投資信託が加わります。

法人の受益者に対する課税

- 1)法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成20年4月1日から15%（所得税）となります。

- 2)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

■ 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金＊を控除した額が、その後の個別元本となります。

＊「特別分配金」については、下記「■ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

■ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 16 年 6 月 10 日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	6,272,524,600	96.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	259,447,424	3.97
合計（純資産総額）	-	6,531,972,024	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成 16 年 6 月 10 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末（平成12年6月29日）	3,625	3,625	9,590	9,590
第2期末（平成13年6月29日）	4,671	4,671	8,172	8,172
第3期末（平成14年7月1日）	4,010	4,010	6,368	6,368
第4期末（平成15年6月30日）	3,806	3,806	6,206	6,206
平成15年6月末日	3,806	-	6,206	-
7月末日	2,831	-	6,532	-
8月末日	2,993	-	7,039	-
9月末日	3,305	-	7,697	-
10月末日	3,601	-	8,438	-
11月末日	3,575	-	7,897	-
12月末日	3,675	-	8,399	-
平成16年1月末日	3,435	-	9,052	-
2月末日	3,460	-	9,035	-
3月末日	4,141	-	11,043	-
4月末日	5,827	-	13,422	-
5月末日	6,234	-	12,013	-
6月10日（直近日）	6,531	-	12,314	-

分配の推移

計算期間	1 万口当り分配金（円）
第1期計算期間（H11.6.30～H12.6.29）	0
第2期計算期間（H12.6.30～H13.6.29）	0
第3期計算期間（H13.6.30～H14.7.1）	0
第4期計算期間（H14.7.2～H15.6.30）	0

収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（H11.6.30～H12.6.29）	▲4.1
第2期計算期間（H12.6.30～H13.6.29）	▲14.8
第3期計算期間（H13.6.30～H14.7.1）	▲22.1
第4期計算期間（H14.7.2～H15.6.30）	▲2.5

（注）収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

(3) 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（H11.6.30～H12.6.29）	13,823,032,433	10,042,245,860
第2期計算期間（H12.6.30～H13.6.29）	2,616,957,657	681,679,510
第3期計算期間（H13.6.30～H14.7.1）	1,822,674,532	1,240,238,980
第4期計算期間（H14.7.2～H15.6.30）	763,297,703	927,557,580

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の計算方法

受益証券1口当りの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。）

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。（約款第7条第2、3項）

2) 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社*または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「ジャパン」と表示されます。）に掲載されます。

* ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-498-104、ホームページアドレス <http://www.sgam.co.jp/>

3) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。（約款第7条第1項）

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 に応じて計算されるものとします。（約款第50条第7項）

* 「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

申込（販売）手続等

1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。

2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。

- 3) 受益証券のお申込単位は 1 万口以上 1 万口単位です。ただし、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ申込者(自動けいぞく投資コース)に限り、申込代金(申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額を含みます。以下同じ。)において 1 万円以上 1 円単位で取得の申込みを行なうことができます(自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。)。なお、定時定額購入取引を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行ないます。
- 4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- 5) 前記 4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

換金手続等

一部解約による方法と買取りによる方法によりいつでも換金を行なうことができます。ご換金のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付となります。

なお、換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

一部解約 (約款第 50 条 5、6 項、第 53 条)

- 1) 受益者(販売会社を含みます。)は、自己の有する受益証券について、委託会社に 1 万口単位(自動けいぞく投資コースを選択した受益者については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し受益証券をもって行なうものとします。
- 3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

5) 解約請求制の手取り額

解約請求による 1 万口当りの手取り額は、解約請求受付日の基準価額から所得税および地方税(基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の 10%)を差し引いた金額となります。詳しくは「4. 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料は含まれません。)をいいます。詳細は「4. 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

- 6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- 7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算

日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

8) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から、販売会社の営業所等において、受益者に支払われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

9) 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

買取り（約款第 52 条）

1) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 万口単位（自動けいぞく投資コースを選択した受益者については 1 口の整数倍）をもってその受益証券を買取ります。

2) 受益証券の買取価額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

* 詳しくは「4．手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

3) 販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。

4) 受益証券の買取りが中止された場合には、受益者はその買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記 2) の規定に準じて算定した価額とします。

保管

1) 受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、自動けいぞく投資コースを選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。

2) 保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管されます。

- ・ 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

- ・ 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

- ・ 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託会社の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の喪失した場合の規定を準用します。

- ・ 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（約款第 14 条～第 17 条）

信託期間（約款第 3 条、第 60 条）

1) 当ファンドの信託期間は信託契約締結日から平成 21 年 6 月 29 日までとします。

2) 委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

計算期間（約款第 43 条）

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月30日から翌年6月29日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

その他

1) 信託の終了（約款第54条、第55条第1項、第56条、第58条）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2) 信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 信託約款の変更（約款第55条第2項、第59条）

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更し

ようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.～5.までの規定にしたがいます。

3) 反対者の買取請求権（約款第59条の2）

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「1) 信託の終了3.」または「2) 信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い（約款第57条）

1. 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任に伴う取扱い（約款第58条）

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「2) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に有価証券報告書を、各計算期間開始から6ヵ月後に半期報告書を作成します。また、計算期間の終了毎に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7) ファンド資産の保管（約款第33～35条、第37条）

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証

券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

8) 有価証券の売却等の指図（約款第 38 条）

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

9) 再投資の指図（約款第 39 条）

委託会社は、前記 8) の規定による有価証券の売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

10) 受託会社による資金の立替え（約款第 42 条）

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

11) 受益証券の発行および種類（約款第 9 条）

1. 委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
2. 委託会社が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、および 5,000 万口券の 6 種類とします。
3. 保護預り契約および別に定める契約に基づいて販売会社が保管する受益証券または保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（「保管会社」といいます。）が保管する委託会社自らの募集にかかる受益証券の種類は、前記 2. に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

12) 受益証券の発行についての受託会社の認証（約款第 10 条）

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

13) 受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容（約款第 6 条、第 8 条）

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 6,528,750,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

14) 受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件（約款第 12 条、第 13 条）

1. 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を

交付します。

2. 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

3. 名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

4. 記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

15) 信託財産に関する報告（約款第 44 条）

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

16) 公告（約款第 61 条）

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

17) 信託約款に関する疑義の取扱い（約款第 62 条）

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

18) 信託事務処理の再信託（約款第 1 条の 2）

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

19) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より 1 年間を有効期間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

(2) 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。（約款第 5 条）

受託会社は、収益分配金および償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（約款第 49 条）

収益分配金に対する請求権（約款第 50 条第 1～3、6 項）

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

3) 前記 2) の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。ただし、信託の一部解約が行なわれた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記 2) の規定に準じて受益者に支払います。

- 4)前記 3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出コース」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5)前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

償還金に対する請求権（約款第 50 条第 4、6 項）

- 1)受益者は、償還金に対してその持分に应じて請求する権利を有します。
- 2)償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3)償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「6．管理及び運営（1）資産管理等の概要 換金手続等」をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使（約款第 50 条第 8、9 項）

- 1)記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとします。
- 2)委託会社は、前記 1)により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

収益分配金および償還金の時効（約款第 51 条）

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第2 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成14年3月28日付内閣府令第17号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成13年6月30日から平成14年7月1日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成されており、第4期計算期間(平成14年7月2日から平成15年6月30日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期計算期間(平成13年6月30日から平成14年7月1日まで)及び第4期計算期間(平成14年7月2日から平成15年6月30日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

監 査 報 告 書

平成14年 8 月 21日

あさひ東京投信株式会社

取締役社長 吉 澤 政 之 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

長井 吾雄 

関与社員 公認会計士

水守 理智 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあさひ東京・アクティブジャパン（以下「ファンド」という。）の平成13年6月30日から平成14年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がファンドの平成14年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

あさひ東京投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成15年8月22日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役社長 吉澤政之殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

長井 秀雄 

代表社員 公認会計士
関与社員

水守 理智 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパン（以下「ファンド」という。）の平成14年7月2日から平成15年6月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの平成15年6月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・アクティブジャパン

(1) 貸借対照表

区分	第3期 (平成14年7月1日現在)	第4期 (平成15年6月30日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	827,697	-
コール・ローン	246,681,613	284,332,033
株式	3,800,774,000	3,643,003,000
未収入金	-	53,276,900
未収配当金	9,792,225	16,653,600
未収利息	-	7
流動資産合計	4,058,075,535	3,997,265,540
資産合計	4,058,075,535	3,997,265,540
負債の部		
流動負債		
未払金	14,535,448	93,551,220
未払解約金	8,721	69,614,860
未払受託者報酬	2,182,688	1,812,469
未払委託者報酬	30,558,564	25,374,561
その他未払費用	152,737	126,818
流動負債合計	47,438,158	190,479,928
負債合計	47,438,158	190,479,928
純資産の部		
元本		
元本	6,298,500,272	6,134,240,395
剰余金又は欠損金		
期末欠損金	2,287,862,895	2,327,454,783
(当期損失又は当期純損失)	(1,082,674,998)	(118,401,937)
剰余金又は欠損金合計	2,287,862,895	2,327,454,783
純資産合計	4,010,637,377	3,806,785,612
負債・純資産合計	4,058,075,535	3,997,265,540

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第3期 自 平成13年6月30日 至 平成14年7月1日	第4期 自 平成14年7月2日 至 平成15年6月30日
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	28,854,825	38,056,725
受取利息	7,098	2,463
有価証券売買等損益	1,041,570,406	99,767,254
その他収益	-	453
営業収益合計	1,012,708,483	61,707,613
営業費用		
受託者報酬	4,642,654	3,762,044
委託者報酬	64,998,983	52,669,057
その他費用	324,878	263,223
営業費用合計	69,966,515	56,694,324
営業損失	1,082,674,998	118,401,937
経常損失	1,082,674,998	118,401,937
当期損失又は当期純損失	1,082,674,998	118,401,937
一部解約に伴う当期損失分配額又は一部 解約に伴う当期純損失分配額	136,589,003	73,831,251
期首欠損金	1,044,986,063	2,287,862,895
欠損金減少額	258,295,023	343,487,197
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）	(257,625,406)	(343,487,197)
（当期追加信託に伴う欠損金減少額）	(669,617)	(-)
欠損金増加額	555,085,860	338,508,399
（当期一部解約に伴う欠損金増加額）	(1,472,773)	(-)
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）	(553,613,087)	(338,508,399)
分配金	-	-
期末欠損金	2,287,862,895	2,327,454,783

重要な会計方針

項目	第 3 期 自 平成13年 6 月30日 至 平成14年 7 月 1 日	第 4 期 自 平成14年 7 月 2 日 至 平成15年 6 月30日
1 .有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。	同左
	計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない	
	と認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	
2 .派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は原則として時価で評価しております。	派生商品は原則として時価で評価しております。
3 .収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準
	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	同左
	(2) 有価証券売買等損益の計上基準	(2) 有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。	同左
4 . その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成13年 6 月30日から平成14年 7 月 1 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成14年 7 月 2 日から平成15年 6 月30日までとなっております。
		剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額は純額表示しております。

表示方法の変更

第 3 期 自 平成13年 6 月30日 至 平成14年 7 月 1 日	第 4 期 自 平成14年 7 月 2 日 至 平成15年 6 月30日
_____ _____	従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。 従来の「当期利益又は当期損失」及び「一部解約に伴う当期利益分配額又は一部解約に伴う当期損失分配額」は、投資信託財産計算規則の改正により、当計算期間から「当期純利益又は当期純損失」及び「一部解約に伴う当期純利益分配額又は一部解約に伴う当期純損失分配額」としております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 3 期 (平成14年 7 月 1 日現在)	第 4 期 (平成15年 6 月30日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 5,716,064,720円 期中追加設定元本額 1,822,674,532円 期中一部解約元本額 1,240,238,980円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 6,298,500,272円 期中追加設定元本額 763,297,703円 期中一部解約元本額 927,557,580円

(損益及び剰余金計算書関係)

第 3 期 自 平成13年 6 月30日 至 平成14年 7 月 1 日	第 4 期 自 平成14年 7 月 2 日 至 平成15年 6 月30日
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 4,642,654円 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金額6,342,254円 (1万口当たり10.06円)のうち当期に分配した金額はありません。	1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 3,762,044円 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金額5,232,988円 (1万口当たり8.53円)のうち当期に分配した金額はありません。

(有価証券関係)

第 4 期 (自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 6 月 30 日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	3,643,003,000	441,674,301
合計	3,643,003,000	441,674,301

(デリバティブ取引関係)

第 4 期 (自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

(一口当たり情報)

第 4 期 (平成15年 6 月30日現在)	
一口当たり純資産額	0.6206円

(重要な後発事象)

第 4 期 (自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

1) 株式

(平成15年6月30日現在)

種類	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株券	山崎製パン	50,000	765.00	38,250,000
	日本ハム	70,000	1,134.00	79,380,000
	メルシャン	300,000	220.00	66,000,000
	ゲンゼ	100,000	452.00	45,200,000
	ワコール	50,000	935.00	46,750,000
	国際チャート	69,000	615.00	42,435,000
	日本油脂	200,000	407.00	81,400,000
	資生堂	50,000	1,167.00	58,350,000
	ドクターシーラボ	100	610,000.00	61,000,000
	田辺製薬	50,000	806.00	40,300,000
	沢井製薬	30,000	3,210.00	96,300,000
	東洋鋼鈑	100,000	318.00	31,800,000
	愛知製鋼	100,000	541.00	54,100,000
	三和シャッター工業	100,000	476.00	47,600,000
	ノーリツ	41,000	1,365.00	55,965,000
	小松製作所	150,000	460.00	69,000,000
	T H K	50,000	1,616.00	80,800,000
	神鋼電機	500,000	313.00	156,500,000
	セイコーエプソン	20,000	3,570.00	71,400,000
	松下電器産業	50,000	1,189.00	59,450,000
	ソニー	20,000	3,380.00	67,600,000
	アルプス電気	44,000	1,538.00	67,672,000
	岩崎電気	100,000	363.00	36,300,000
	ボッシュ オートモーティブ システム	300,000	332.00	99,600,000
	東洋ラジエーター	150,000	396.00	59,400,000
	N O K	50,000	1,994.00	99,700,000
	ヤマハ発動機	50,000	1,013.00	50,650,000
	ニプロ	25,000	1,960.00	49,000,000
	遠藤製作所	30,000	850.00	25,500,000
	アーク	10,000	4,190.00	41,900,000
	タカラ	70,000	761.00	53,270,000
	東京電力	30,000	2,295.00	68,850,000
	東京瓦斯	200,000	345.00	69,000,000
	東日本旅客鉄道	120	534,000.00	64,080,000
	ヤフー	50	1,950,000.00	97,500,000
	インデックス	100	699,000.00	69,900,000
	幻冬舎	86	586,000.00	50,396,000
	日本電信電話	120	471,000.00	56,520,000
	K D D I	200	465,000.00	93,000,000
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	400	260,000.00	104,000,000
	カプコン	65,000	1,238.00	80,470,000
	日本風力開発	50	846,000.00	42,300,000
	フィールズ	85	2,440,000.00	207,400,000
	ガリバーインターナショナル	20,000	4,160.00	83,200,000
	モスフードサービス	35,000	875.00	30,625,000
	良品計画	25,000	3,080.00	77,000,000
	青山商事	50,000	1,600.00	80,000,000
	日本駐車場開発	55	1,010,000.00	55,550,000
	シミック	1,000	26,500.00	26,500,000
	イーピーエス	85	880,000.00	74,800,000

	オリエンタルランド	12,000	5,260.00	63,120,000
	楽天	350	182,000.00	63,700,000
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	60,000	1,162.00	69,720,000
	ベネッセコーポレーション	40,000	2,070.00	82,800,000
	銘柄数：	54		
	合計			3,643,003,000

2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)ならびに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成 15 年 3 月 28 日付内閣府令第 18 号により改正されておりますが、第 4 期中間計算期間(平成 14 年 7 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成されており、第 5 期中間計算期間(平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 12 月 30 日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 4 期中間計算期間(平成 14 年 7 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日まで)及び第 5 期中間計算期間(平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 12 月 30 日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人による中間監査を受けております。

中 間 監 査 報 告 書

平成15年 2 月 6 日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役社長 吉 澤 政 之 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

長井 孝 雄 

代表社員
関与社員

公認会計士

水 守 理 智 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパン（以下「ファンド」という。）の平成14年7月2日から平成15年1月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表についてファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がファンドの平成15年1月1日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成16年2月27日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

長井 吾雄 

代表社員
関与社員 公認会計士

水戸 理智 

関与社員 公認会計士

上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパン（以下「ファンド」という。）の平成15年7月1日から平成15年12月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンドの平成15年12月30日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成15年7月1日から平成15年12月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

りそな・アクティブジャパン

(1) 中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成 15 年 1 月 1 日現在)	当中間計算期間末 (平成 15 年 12 月 30 日現在)
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	-
コール・ローン	148,220,682	213,990,955
株式	3,377,829,000	3,499,087,000
未収入金	60,388,740	-
未収配当金	1,134,000	952,200
未収利息	10	5
流動資産合計	3,587,572,432	3,714,030,160
資産合計	3,587,572,432	3,714,030,160
負債の部		
流動負債		
未払金	22,236,599	-
未払解約金	-	11,905,662
未払受託者報酬	1,949,575	1,791,100
未払委託者報酬	27,294,496	25,075,223
その他未払費用	136,405	125,316
流動負債合計	51,617,075	38,897,301
負債合計	51,617,075	38,897,301
純資産の部		
元本		
元本	6,632,254,036	4,375,910,545
剰余金		
中間期末欠損金	3,096,298,679	700,777,686
(中間損失)	(669,490,697)	(-)
欠損金合計	3,096,298,679	700,777,686
純資産合計	3,535,955,357	3,675,132,859
負債・純資産合計	3,587,572,432	3,714,030,160

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日
科目	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	16,380,025	10,218,100
受取利息	1,333	1,237
有価証券売買等損益	656,491,579	1,019,571,810
営業収益合計	640,110,221	1,029,791,147
営業費用		
受託者報酬	1,949,575	1,791,100
委託者報酬	27,294,496	25,075,223
その他費用	136,405	125,316
営業費用合計	29,380,476	26,991,639
営業利益又は営業損失 ()	669,490,697	1,002,799,508
経常利益又は経常損失 ()	669,490,697	1,002,799,508
中間純利益又は中間損失 ()	669,490,697	1,002,799,508
一部解約に伴う中間純利益分配額又は 一部解約に伴う中間損失分配額 ()	16,547,240	229,016,218
期首欠損金	2,287,862,895	2,327,454,783
欠損金減少額	76,020,090	1,103,032,466
(当中間期一部解約に伴う欠損金減少額)	(75,763,887)	(1,103,032,466)
(当中間期追加信託に伴う欠損金減少額)	(256,203)	(-)
欠損金増加額	231,512,417	250,138,659
(当中間期一部解約に伴う欠損金増加額)	(200,753)	(-)
(当中間期追加信託に伴う欠損金増加額)	(231,311,664)	(250,138,659)
分配金	-	-
中間期末欠損金	3,096,298,679	700,777,686

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準

3.その他	受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	同左
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2)有価証券売買等損益の計上基準 同左
	当ファンドの中間計算期間は前期末が休日のため、平成14年7月2日から平成15年1月1日までとなっております。	当ファンドの中間計算期間は前期末が休日のため、平成15年7月1日から平成15年12月30日までとなっております。

表示方法の変更

前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日
1.従来の「欠損金」の部については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「剰余金」の部として表示しております。	1. -
2. -	2.従来の「中間利益又は中間損失」及び「一部解約に伴う中間利益分配額又は一部解約に伴う中間損失分配額」は、投資信託財産計算規則の改正により、当中間計算期間から「中間純利益又は中間純損失」及び「一部解約に伴う中間純利益分配額又は一部解約に伴う中間純損失分配額」としております。 また、「中間期末剰余金又は中間期末欠損金」については、投資信託財産計算規則の改正により、「中間利益又は中間損失」の付記を当中間計算期間より行っておりません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間計算期間末 (平成 15 年 1 月 1 日現在)	当中間計算期間末 (平成 15 年 12 月 30 日現在)
1.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 6,298,500,272 円 期中追加設定元本額 540,092,902 円 期中一部解約元本額 206,339,138 円	1.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 6,134,240,395 円 期中追加設定元本額 1,204,943,065 円 期中一部解約元本額 2,963,272,915 円
2.投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損 3,096,298,679 円	2.投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損 700,777,686 円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

前中間計算期間 自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日	当中間計算期間 自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日
1.受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,949,575 円	1.受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,791,100 円
2.分配金の計算過程 該当事項はありません。	2.分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間計算期間(自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日)

該当事項はありません。

当中間計算期間(自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間計算期間(自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日)

該当事項はありません。

当中間計算期間(自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日)

該当事項はありません。

(一口当たり情報)

	前中間計算期間末 (平成 15 年 1 月 1 日現在)	当中間計算期間末 (平成 15 年 12 月 30 日現在)
中間期末一口当たり純資産額	0.5331 円	0.8399 円

(重要な後発事象)

前中間計算期間(自 平成 14 年 7 月 2 日 至 平成 15 年 1 月 1 日)

該当事項はありません。

当中間計算期間(自 平成 15 年 7 月 1 日 至 平成 15 年 12 月 30 日)

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成 16 年 6 月 10 日現在

資産総額	7,091,813,008 円
負債総額	559,840,984 円
純資産総額 (-)	6,531,972,024 円
発行済数量	5,304,416,023 口
1 万口当り純資産額 (/)	12,314 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成 16 年 6 月 10 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	300	478,968.30	143,690,492	851,000.00	255,300,000	3.91
2	日本	株式	N T T ドコモ	情報・通信業	1,200	194,135.66	232,962,803	204,000.00	244,800,000	3.75
3	日本	株式	三協精機製作所	電気機器	200,000	834.00	166,800,160	1,117.00	223,400,000	3.42
4	日本	株式	楽天	サービス業	250	510,956.26	127,739,066	846,000.00	211,500,000	3.24
5	日本	株式	日本電産	電気機器	18,000	11,041.00	198,738,000	11,100.00	199,800,000	3.06
6	日本	株式	インデックス	情報・通信業	361	472,239.22	170,478,362	545,000.00	196,745,000	3.01
7	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	120,000	1,331.22	159,746,765	1,557.00	186,840,000	2.86
8	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	110,000	1,206.50	132,715,919	1,599.00	175,890,000	2.69
9	日本	株式	N E C エレクトロニクス	電気機器	25,000	6,189.32	154,733,161	7,020.00	175,500,000	2.69
10	日本	株式	東洋ラジエーター	輸送用機器	300,000	438.79	131,638,288	574.00	172,200,000	2.64
11	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	70,000	2,370.51	165,936,046	2,420.00	169,400,000	2.59
12	日本	株式	ツムラ	医薬品	120,000	1,413.08	169,570,767	1,406.00	168,720,000	2.58
13	日本	株式	神鋼電機	電気機器	500,000	303.33	151,667,067	318.00	159,000,000	2.43
14	日本	株式	船井電機	電気機器	10,000	14,560.29	145,602,900	15,500.00	155,000,000	2.37
15	日本	株式	クロスプラス	卸売業	38,000	4,411.96	167,654,715	4,050.00	153,900,000	2.36
16	日本	株式	フィールズ	卸売業	130	673,805.40	87,594,702	1,180,000.00	153,400,000	2.35
17	日本	株式	旭電化工業	化学	156,000	914.69	142,692,930	982.00	153,192,000	2.35
18	日本	株式	サンケン電気	電気機器	110,000	1,291.98	142,117,876	1,388.00	152,680,000	2.34
19	日本	株式	シーシーエス	電気機器	110	1,482,197.00	163,041,670	1,370,000.00	150,700,000	2.31
20	日本	株式	N O K	輸送用機器	40,000	2,946.75	117,870,087	3,760.00	150,400,000	2.30
21	日本	株式	ナガイレーベン	卸売業	80,000	1,889.80	151,184,206	1,830.00	146,400,000	2.24
22	日本	株式	日本油脂	化学	330,000	405.84	133,928,996	427.00	140,910,000	2.16
23	日本	株式	沢井製薬	医薬品	30,000	3,210.00	96,300,000	4,630.00	138,900,000	2.13
24	日本	株式	エスピーエス	サービス業	115	1,164,000.00	133,860,000	1,200,000.00	138,000,000	2.11
25	日本	株式	日野自動車	輸送用機器	180,000	720.29	129,652,653	742.00	133,560,000	2.04
26	日本	株式	N E O M A X	電気機器	80,000	1,217.89	97,431,462	1,663.00	133,040,000	2.04
27	日本	株式	イーピーエス	サービス業	278	302,408.00	84,069,425	460,000.00	127,880,000	1.96
28	日本	株式	ジオマテック	電気機器	30,000	4,615.35	138,460,689	3,990.00	119,700,000	1.83
29	日本	株式	マクロミル	情報・通信業	160	740,214.00	118,434,240	716,000.00	114,560,000	1.75
30	日本	株式	千代田インテグレ	電気機器	35,000	3,044.55	106,559,305	3,110.00	108,850,000	1.67

* 上位 30 銘柄

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 16 年 6 月 10 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	食料品	0.01
		繊維製品	1.44
		化学	4.50
		医薬品	4.71
		金属製品	1.08
		電気機器	29.48
		輸送用機器	9.68
		その他製品	1.35
		電気・ガス業	2.59
		情報・通信業	11.34
		卸売業	8.50
		小売業	1.67
		不動産業	1.06
		サービス業	18.61
合計			96.03

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙裏に、当ファンドにおける留意事項（価額変動リスク、権利行使・契約解除期間の制限、元本欠損の可能性）等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の冒頭部分に届出書本文「第一部 証券情報」ならびに「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として記載することがあります。
- (4) 目論見書に用語集、信託約款等を添付することがあります。
- (5) 要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号に基づく同条同項第1号口に規定する書類として、使用することがあります。

当要約目論見書は、パンフレット、チラシ、ポスター、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することがあります。

ファンドの運用実績、運用状況に関する以下の情報等について、数値、グラフ、表、文章で表示することがあります（データは日次、週次、月次等で表示し、適時更新します。）。

- ・基準価額、分配金、利回り、純資産の推移等

- ・業種・セクター別、市場別、国別、格付別、残存年限別、銘柄ごとの組入比率および組入額等
上記に関連して、ファンドのベンチマークに関する情報を併せて記載することがあります。

ファンドマネージャーに関する情報（氏名、写真、略歴等）およびそのコメントを記載することがあります。

上記に加えて、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

- ・投資信託は、預金ではありません。

- ・投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、元本および収益分配金が保証されているものではありません。

- ・投資信託の運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

投信評価会社、投信評価機関等による評価を取得、使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求するこ

とができます。名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の規定を準用します。

受益証券を再交付するとき

りそな・アクティブジャパン 約款

【運用の基本方針】

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、わが国の株式に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として、積極的な運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。

銘柄選定は主に以下の観点で行ない、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的に魅力の高い銘柄に投資します。

- ・ 21 世紀の産業界をリードする企業（トップワン企業）
- ・ 新しいビジネスを創造する企業（オンリーワン企業）
- ・ 企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選投資します。

株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は 90%～120%を維持します。

市況動向等によっては実質株式組入比率の - 20%までを下限として引き下げることがあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

(3)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4)同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(6)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(7)外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことがあります。

(8)有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行ないます。

(9)スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行ないます。

(10)金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 25 条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 6 月 29 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）

に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

追加型証券投資信託 りそな・アクティブジャパン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金 6,528,750,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 21 年 6 月 29 日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については 6,528,750,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、

5,000 万口券の 6 種類とします。

保護預り契約および自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの)とします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。)にしたがう契約(以下、「別に定める契約」といいます。)に基づいて、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)または登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社(以下、「保管会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 10 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の申込単位および価額】

第 11 条 委託者は、第 9 条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応じることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は第 9 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

前 2 項の受益証券の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第 43 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第 12 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第 43 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第 13 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第 14 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第 15 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第 16 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第 17 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【運用の指図範囲】

第 18 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 14.投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 15.外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 16.オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 17.預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
- 20.外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものおよび第 14 号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.抵当証券

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 5 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5

を超えることとなる投資の指図をいたしません。

【運用の基本方針】

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 をを超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 をを超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第 23 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引の運用指図】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 26 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【外貨建資産への投資制限】

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 28 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【保管業務の委任】

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第35条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第36条 （削除）

【信託財産の表示および記載の省略】

第37条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第38条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第39条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 30 日から翌年 6 月 29 日までとすることを原則とします。
前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。
受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第 45 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.007% の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。
前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除し

た額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第 48 条 （削除）

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 49 条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 50 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 50 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 50 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行ないます。ただし、第 53 条第 3 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 50 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【受益証券の買取り】

第 52 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から買取の請求があるときは 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもってその受益証券を買取ります。

前項の場合、受益証券の買取価額は、買取りの請求を受付けた日(以下「買取請求受付日」といいます。)の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該証券会社との協議に基づいて第 1 項による受益証券の買取りを中止することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

【信託の一部解約】

第 53 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第 1 項および第 2 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて算定した価額とします。

(削除)

(削除)

【信託契約の解約】

第 54 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の 10 分の 1 を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 55 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 59 条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第 56 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 59 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 57 条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(削除)

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 59 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 59 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 59 条の 2 第 54 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 54 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第 60 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第50条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成11年6月30日

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成14年9月9日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。（大和銀信託銀行株式会社は、平成14年10月15日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）